

「山形県県土整備部週休２日確保工事実施要領」の改定の概要（R8.10.1）

■ 改定概要は次のとおり

（１）「発注者指定型」の廃止

週休２日確保の取組状況の浸透に伴い、「発注者指定型」の呼称を廃止し、緊急を要する工事以外の全ての工事について、通期における４週８休以上の確保を必須とする「週休２日確保工事」とする。

（２）工事費の積算

工事費の積算については、国土交通省が令和８年４月から週休２日の取得に要する費用計上を廃止したことに合わせ、当初積算及び変更積算における週休２日確保に係る補正を廃止するものとする。

（３）「週休２日確保工事実施証明書」の発行

「週休２日確保工事実施証明書」は、「完全週休２日（土日）」又は「完全週休２日（交替制）」を達成した工事に限り発行するものとする。

なお、証明書発行の対象は、令和９年９月までに公告し、令和９年度中に完成する工事とする。ただし、工期延長により完成が翌年度となった場合は、当該工事の完成時点において評価するものとする。

（４）工事成績評定の取扱い

工事成績評定については、変更しない。

（５）その他

誤字の修正等を行い、記載内容の適正化を図る。

■ 適用

令和８年１０月１日以降に発注手続きを開始（施行伺）する設計書から適用